

指定保税地域の追加指定等に関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、大阪港港頭地区指定保税地域について、下記のとおり追加指定を行ったので、関税法第37条第4項の規定により公告する。

令和2年3月17日

大阪税関長 中山 峰孝

記

1. 指定保税地域の追加指定

(土地の部)

名 称 : 夢洲東地区荷さばき地
所在地 : 大阪市此花区夢洲東1丁目2番1地先
面 積 : 25, 824. 00平方メートル
地 域 : 大阪市此花区夢洲東1丁目にあるC10岸壁の東端の地点から南西の方向へ引いた線上1, 100. 00メートルの地点から、北西の方向へ引いた線上160. 00メートルの地点を起点A（以下「A点」という。）とし、A点から南西の方向へ引いた線上250. 00メートルの地点（以下「B点」という。）、B点から南東の方向へ引いた線上106. 00メートルの地点（以下「C点」という。）、C点から北東の方向へ引いた線上188. 00メートルの地点（以下「D点」という。）、D点から北の方向へ引いた線上23. 85メートルの地点（以下「E点」という。）、E点から北東の方向へ引いた線上42. 00メートルの地点（以下「F点」という。）、及びA点とを順次結んだ線によって囲まれた土地25, 824. 00平方メートル。

2. 追加指定年月日 令和2年4月1日